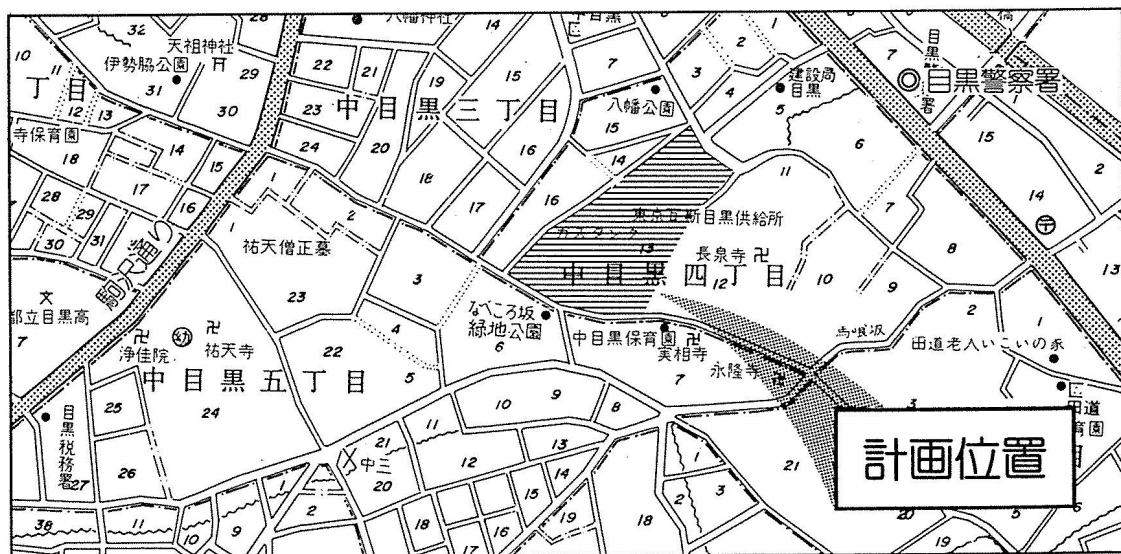


中目黒四丁目地区 地区計画

1. 地区計画策定に至る背景

目黒区中目黒四丁目には、東京ガス株式会社（以下「東京ガス株」と略す）が所有する敷地（約26,200㎡）があり、平成元年9月、東京ガス株より目黒区に対し、当該敷地において駐日各国大使の公邸（共同住宅タイプ）の建設と、これにあわせて老朽化がすすんできた社員用住宅の建替えの意向が示されました。

目黒区ではこのような意向に対し、東京ガス株の建替計画を適正に誘導し、良好な地区環境の形成を図るため、平成元年度に基礎調査を実施し、地元のみなさまのご意見を伺いながら地区計画の策定作業をすすめてまいりました。そして法定の手続きを経て、平成2年12月6日付けで地区計画として告示しました。



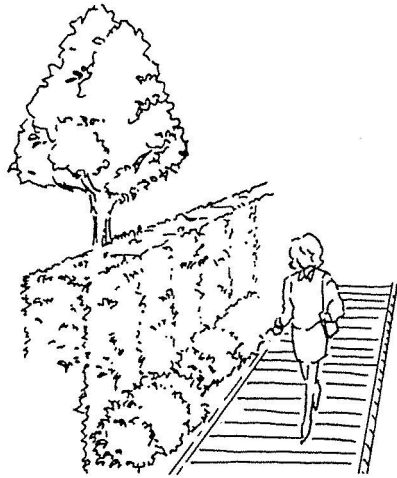
2. 地区整備計画の内容

■地区計画の目標■

中目黒四丁目地区では、次のような9つの取り決めにより、建物、公共施設等の整備、誘導を行い、安全で緑豊かな潤いのある快適な住宅地の形成を図ります。

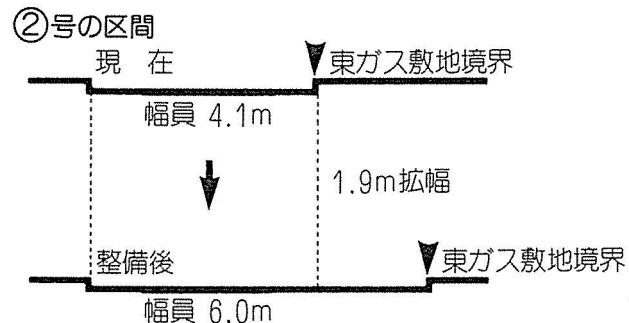
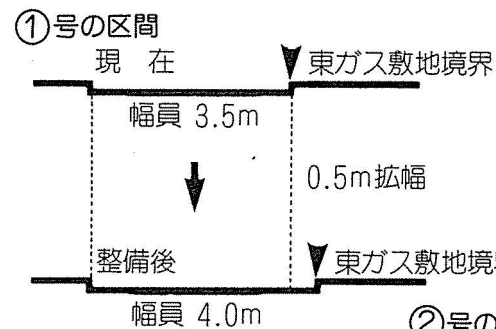
1 歩道の整備 (歩道状空地1号~5号)

地区の外周部に沿って、東京ガス(株)敷地内に歩道を整備します。



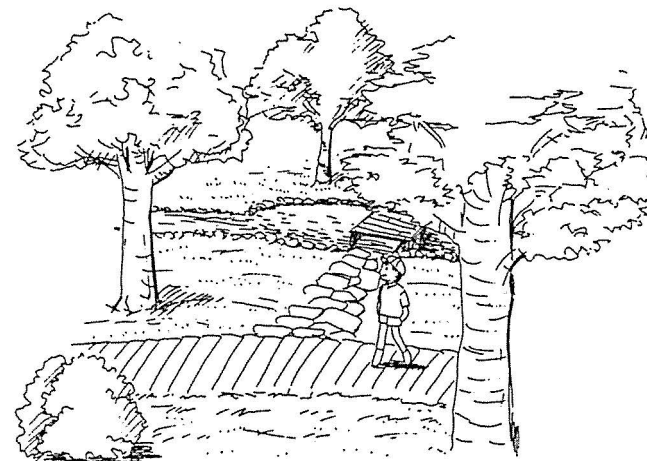
2 道路の拡幅 (区画道路①号・②号)

地区の南西側の道路を、以下のように東京ガス(株)側に拡幅します。



3 公園の整備 (地区公園)

地区内の湧水池を含め、その周囲を区立公園として整備します。



4 建物の用途

周辺の良好な住環境に調和しない用途の建物は建てられません。

5 建ぺい率

地区内の建ぺい率を従来どおり50%として、敷地内の空地をできるだけ確保します。

6 壁面の後退

周辺の日当たりや風通しを確保するため、地区内の建物については、敷地境界から最低5m以上の壁面の後退制限があります。

7 建物の色やデザインなど

周辺の良好な住環境を保全するため、地区内の建物の色やデザインなどは、周辺環境と調和した落ちつきのあるものとします。

8 垣根や柵など

地区内では、大震時に倒壊の危険性のあるブロック塀や石塀をやめ、生垣やフェンスとします。

9 樹木の保全

地区内の豊かな樹木については良好な地区環境の形成のため極力これを保全します。

